

国外転出届を提出された方へ

在外選挙人名簿登録制度 出国時申請について(お知らせ)

在外選挙制度とは、国外に居住する日本人が、在外選挙人名簿に登録されることにより、国政選挙及び国民審査の投票を国外でも行えるようにする制度です。

これまでは、出国先の大使館又は総領事館（在外公館）での申請に限られていましたが（在外公館申請）、平成30年6月1日より、国内において国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口でも申請を行うことができるようになりました（出国時申請）。

※ 申請書には、旅券番号、転出先の国名、連絡先等の記載が必要です。
出国後であっても、在外公館において在外公館申請を行うことができます。

1 出国時申請を行うことができる方

<対象者>

満18歳以上の日本国民で、国外への転出届を提出した者のうち、金沢市の選挙人名簿に登録されている方（金沢市で住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上お住まいの方）

<申請書を提出できる方>

申請者本人のほか、申請者の委任を受けた方（ただし、受任者が申請を行う場合には、申請者からの申出書が必要です）

2 出国時申請ができる期間

国外転出届を提出した日から、届出書に記載された転出予定日当日までの期間

3 申請窓口等

受付窓口 : 金沢市第一本庁舎 5階 金沢市選挙管理委員会
受付時間 : 平日 9:00 ~ 17:45

→必要書類等については、裏面をご覧ください。

4 出国時申請に必要な書類

(1) 申請者本人による申請

①申請書

(記載事項)

氏名、生年月日、性別、署名(本人)、本籍、旅券番号、転出先の国名、
転出先住所、転出届日、転出予定日、最終住所地、
出国後に連絡がとれる電話番号・FAX番号・メールアドレス

②本人確認書類

(本人確認書類の例)

- ・ 1点確認：旅券(パスポート)、マイナンバーカード、運転免許証、
官公庁の身分証、国公立大学の学生証など

※国外での住所の確認に旅券番号も用いることから、できる限り旅券をお持ちください。

- ・ 2点確認：次のア、イそれぞれから1点(又はアを2点)

ア…戸籍謄抄本、住民票の写し、健康保険証、年金手帳、納税証明書、
障害者手帳

イ…顔写真のついた民間企業等の身分証(企業の社員証、私立大学の学
生証、顔写真付きクレジットカード)

(2) 申請者の委任を受けた方による申請(各項目の詳細については(1)参照)

①申請書(申請者本人の署名が必要です)

②申出書(申請者本人の署名が必要です)

③申請者本人の本人確認書類(上記(1)②1点確認又は2点確認)

④窓口に来られた方の本人確認書類(上記(1)②1点確認)

5 出国時申請後は

名簿への登録後、在外選挙人証を作成し、在外公館に送付します。申請者は、在外公館又は郵送にて在外選挙人証を受領することとなります。

実際に在外投票をするときには、在外選挙人証が必要となります。

※ 名簿に登録するためには、在留届により国外の住所を確認する必要があるため、
出国後は速やかに在外公館に在留届を提出してください。

《お問い合わせ先》 金沢市選挙管理委員会

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 電話:(076)220-2077 FAX:(076)260-5254